

地域農業構造転換支援対策実施要綱

制 定 令和 8 年 1 月 23 日付け 7 経営第 2081 号

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 14 号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨・目的)

第 1 農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、改正食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の下で策定した新たな食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）に基づき、担い手の育成・確保に向けた、地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。

このため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設（以下本文及び別表において「機械等」という。）の導入等を支援する。あわせて、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援する。

(事業の内容)

第 2 本対策は、第 1 の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業を実施することとし、事業内容、事業実施主体、補助率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- 1 地域農業構造転換支援事業
- 2 新規就農者チャレンジ事業
- 3 スマート農業研修教育環境整備事業

(国の助成措置)

第 3 国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

(事業計画等)

第 4 事業計画等の作成及び事業の着手については、以下のとおりとする。

- 1 事業計画等の作成
事業実施主体、取組主体等は、それぞれ別記 1 から 5 まで（以下本文において「別記」という。）に定めるところにより事業計画等を作成する。
- 2 事業の着手（第 2 の 2 及び 3）
第 2 の 2 及び 3 の事業（以下本文において「本事業」という。）に着手するときは、以下のとおりとする。
 - (1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項の規定による農

林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下本文及び別表において同じ。）又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

（2）やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、それぞれ別記 2 から 5 までに定める事業計画について、農林水産省経営局長（以下本文において「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した地域農業構造転換支援対策交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長に提出するものとする。

（3）（2）により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

（その他）

第 5 本対策の実施に当たっては、以下の点に留意することとする。

- 1 本対策の補助対象となる機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）を適用しないものとする。
- 2 導入を予定している機械等が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下この項において「安全性検査」という。）の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- 3 導入を予定している機械等の販売店やメーカー、ICT ベンダー等が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定。以下この項において「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体等は、そのデータ等の保管について、原則として、GL に準拠した契約を締結するものとする。
- 4 本対策では機械等が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下この項において「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、API^{*1}を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカー^{*2}のものを選定することを要件とすること。ただし、導入を予定している機械等のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと認められる場合につ

いてはこの限りではない。

※1 API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

- 5 助成対象者が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 2 の飼養衛生管理基準の上欄に掲げる対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が家畜の増頭又は農場の規模拡大を図るものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- 6 本対策の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容や手続等はそれぞれ別記に定めるとおりとする。

附 則

この通知は、令和 8 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第2関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 地域農業構造転換支援事業（別記1）	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械等の導入等を支援。	市町村	10分の3、定額
2 新規就農者チャレンジ事業（別記2）	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な機械等の導入等の取組を支援。	全国農業委員会ネットワーク機構	10分の3、定額
3 スマート農業研修教育環境整備事業（別記3～5）	スマート農業技術の研修教育の強化や就農直後から農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援するため、以下に掲げる事業を実施。 別記3 1 スマート農業機械等導入事業 2 スマート農業カリキュラム強化等事業 3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業 別記4 新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型） 1 新規就農者の誘致体制の整備 2 スマート農業型研修農場の整備 3 推進事業 別記5 雇用力のある経営体創出支援事業 1 農業大学校等支援事業 2 地域の研修教育機関支援事業 3 推進事業	全国農業委員会ネットワーク機構	2分の1 定額 定額 定額 2分の1 定額 定額 定額 定額 定額

別紙様式（別記2から別記5までの事業関係）

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

（交付決定前に事業を着手する理由）